

経営会議の内容

件 名	下水道使用料改定について
所 管 部	都市施設部
日時・場所	平成２８年 ８月１８日（木） ９：００ ～ ９：４０ 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、都市施設総務課長
提 出 理 由	下水道使用料改定を下水道運営審議会に諮問するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 下水道使用料の体系は、累進型とするのが一般的なのか。また、その効果は。 （所管部）下水の使用量が多い者ほど施設に負荷をかけることになるため、累進型が理に適っており、全てを把握していないが、ほとんどの団体が累進型を採用しているものと認識している。 ・ 下水道使用料の汚水処理に関わる資本費算入率が 100%を超えている団体は黒字経営であると捉えてよいか。また、大和市が 100%を目指して使用料の改定を行っていくことについて、対外的にどのように説明していく考えか。 （所管部）資本費算入率が 100%の団体は、基本的に黒字と捉えて差し支えない。本市では包括委託をはじめとする下水道事業の効率化に力を入れて取り組んできているが、資本費算入率が 100%を割り込んでおり、独立採算制が求められている中で、使用料の改定は必要なこととして説明していく考えである。 ・ 過去の改定は 3 年ごとに行われていた時期もあれば、9 年間行われなかったときもある。改定を行う際の基準はあるのか。 （所管部）独立採算制を目指して必要な時期に見直しを行うが、大規模な団地が下水道に接続するなど使用料収入の増加が見込める際や、経済状況等を踏まえ、使用料の改定を見送ったこともある。 ・ 下水道事業の公営企業法の適用に向けては、台帳の整備など様々な初期投資が必要になると思うが、国による財政支援はなかったと理解している。今回の使用料の改定で対応可能か。また、公営企業法の適用時に、組織の大幅な見直しを想定しているのか。 （所管部）国による補助制度はないが、充当が認められている地方債の発行によって対応していく予定である。本市における公営企業法の適用については、財務規定を対象とした一部適用となる予定なので、大幅な組織の変更は想定していない。 ・ 使用料の改定にあたっては、下水道事業の有効性について市民の方に理解してもらうことが大切であり、特に、河川環境を改善させている機能は事業の大変重要な役割である。これまでの下水道普及率の上昇が、境川と引地川の両河川の B O D の低下につながっていることを示すと良いのではないか。 （所管部）指摘を踏まえ対応していきたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。